

公 示

日本臨床細胞学会学術委員会委員長 前田 一郎

学会賞・技師賞受賞候補者の推薦依頼について

2025 年度学会賞および技師賞の受賞候補者の推薦をお願いいたします。

WEB 上に掲載されている施行細則を参照してください。なお、技師賞は学術部門と功労部門に分けて審査いたします。応募の際に区分を明示してください。

推薦用紙は学会ホームページ【URL: <http://jscc.or.jp/>】に 5 月下旬頃に詳細の掲載を予定しております。

推薦締め切り期日は、**2025 年 6 月 27 日(金)**（必着）です。

公益社団法人 日本臨床細胞学会
学会賞選考に関する施行細則

第1条 本法人は、臨床細胞学の発展に著しく貢献した医師・歯科医師に対して学会賞を授与する。

第2条 学術委員会は、次の基準に従い授賞候補者を選考し理事長に推薦する。

1. 臨床細胞学の学術的発展に顕著な功績をあげた者
2. 細胞診専門医及び細胞検査士の育成に貢献した者

第3条 選考に当たっては、次の条件を参考とする。

1. 臨床細胞学に関係のある刊行論文、著書、及び学会講演内容
2. 経歴、細胞診業務、及び教育活動

第4条 理事長は、理事会の承認を経て受賞者を決定する。

第5条 本施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない。

附 則

1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。
2. 平成25年6月2日 一部改定施行。

公益社団法人 日本臨床細胞学会
技師賞選考に関する施行細則

第1条 本法人は、臨床細胞学の技術面で顕著な業績をあげた細胞検査士に対し技師賞を授与する。

第2条 技師賞は学術部門と功労部門に分けて選考する。

第3条 学術委員会は、細胞検査士の中から、次の基準に従い若干名の授賞候補者を選考し理事長に推薦する。

1. 臨床細胞学の技術面で、顕著な業績をあげ、かつ、その進歩発展に寄与した者
2. 細胞検査士の指導者として活躍し、成果をあげた者
3. 細胞検査士歴12年以上の者

第4条 選考に当たっては、次の条件を参考とする。

1. 臨床細胞学技術面に関する学会発表内容
2. 経歴、細胞診業務及び教育活動

第5条 理事長は、理事会の承認を経て受賞者を決定する。

第6条 本施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない。

附 則

1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。
2. 平成25年6月2日 一部改定施行。

公 示

日本臨床細胞学会学術委員会委員長 前田 一郎

2025 年度日本臨床細胞学会班研究課題の公募について

日本臨床細胞学会は臨床細胞学の研究推進を図るため、班研究活動を支援いたします。班研究にふさわしい研究課題を下記のとおり募集いたしますので、ふるってご応募ください。毎年、1 課題を採用いたします。

記

1. 課題の要件

1. 将来の臨床細胞学の発展、向上に寄与する研究であること。
2. 原則多機関共同研究であること。
3. 2 年以内に成果のまとまるもの
※班研究終了後 1 年以内に「日本臨床細胞学会誌」あるいは「Acta cytologica」誌等に投稿することが望ましい。
4. 原則として理事、評議員の推薦を得たもの
5. 倫理委員会の承認を得ている研究が望ましい。少なくとも倫理委員会への申請済み（受付番号を得ている）の研究とする。その場合倫理委員会の承認後に施行される。

2. 応募方法

日本臨床細胞学会ホームページ【URL: <http://jscc.or.jp/>】に応募方法および書類を 5 月下旬頃掲載する予定です。

応募方法に従い、書類を提出していただきますようお願い申し上げます。

3. 研究助成金：1 課題につき 200 万円

4. 締切日：2025 年 6 月 27 日（金）（必着）

5. 選考基準

- 1) 独創性：研究の着眼点、手法の独創性、結果のユニークさ、など
- 2) 合理性：研究の結論を引き出すに十分なエビデンス
- 3) インパクト：臨床細胞学における重要度
- 4) 将来性：今後のさらなる発展が見込まれる期待度

6. お問い合わせ

お問い合わせにつきましては、メールまたは FAX でお願いいたします。

メールは日本臨床細胞学会ホームページ「事務局からのお知らせ」の問い合わせフォームよりご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

以上

公益社団法人 日本臨床細胞学会
班研究課題選考に関する施行細則

第1条 本法人は臨床細胞学の研究推進を図るため、班研究活動を支援する。

第2条 課題は下記の基準に従い公募する。

1. 臨床細胞学の発展、向上に貢献するもの
2. 原則多機関共同研究であるもの
3. 2年以内に成果のまとまるもの
4. 原則として理事、評議員の推薦を得たもの
5. 主任研究者が在籍する施設において倫理委員会等の許可を得たか、もしくは申請中であるもの

第3条 学術委員会は次項の観点から審査し、候補課題を理事長に推薦する。

1. 独創性：研究の着眼点、手法の独創性、結果のユニークさ、など
2. 合理性：研究の結論を引き出すに十分なエビデンス
3. インパクト：臨床細胞学における重要度
4. 将来性：今後のさらなる発展が見込まれる期待度

第4条 理事長は理事会の承認を経て決定する。

第5条 研究助成金は総額 200 万円とする。すなわち、採用される課題は各年 1 件とし、初年度に 200 万円を交付する。

第6条 研究期間は 2 年間とし、研究成果は終了後速やかに本法人に報告し、日本臨床細胞学会雑誌に発表しなければならない。

第7条 応募方法については、本法人のホームページ及び日本臨床細胞学会雑誌のイエローページに広報する。

第8条 本施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない。

附 則

1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。
2. 2013 年（平成 25 年）6 月 2 日 一部改定施行。
3. 2017 年（平成 29 年）11 月 18 日に一部を改定し、2018 年（平成 30 年）1 月 1 日より施行する。
4. 2023 年（令和 5）11 月 3 日 一部改定施行。